資料2

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会運営規則（案）

令和　年　月　日
コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会決定

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会（以下「検討会」という。）の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（座長）
第１条　座長は、検討会の議長となり、議事を運営する。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（検討会の公開）
第２条　検討会は原則として公開して行う。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。

（検討会資料の公開）
第３条　検討会の資料は原則として公開する。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）
第４条　検討会の議事録を作成し、原則として公開する。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（検討会の傍聴）
第５条　検討会を傍聴しようとする者は、あらかじめ事務局の定める手続により登録を受けなければならない。
２　登録傍聴人は、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
３　座長は、登録傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場、オンライン傍聴の停止その他必要な措置を講ずることができる。
４　検討会の傍聴は、オンラインその他の方法により行うことができる。

（雑則）
第６条　この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。